

1 平成21年度における環境の状況及び講じた施策

府内の大気環境については、二酸化窒素の環境保全目標（環境基準）の達成率は98.0%でしたが、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は環境保全目標を達成しました。一方、府内の水環境については、河川のBOD、大阪湾のCODについて、環境保全目標の達成率がそれぞれ、82.5%、40.0%でした。また、地球温暖化やヒートアイランド対策、アスベストをはじめとする有害化学物質対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などが課題となっています。

本章では、これらの主な環境の状況と併せて、平成21年度に講じた施策のうち、主要な施策や新たな取組みを中心に、その概要について環境総合計画の目標と併せて報告します。

第1節 廃棄物対策とリサイクルの推進

1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

廃棄物の最終処分量を2010(平成22)年度までに1997(平成9)年度比で概ね半減させることなどを目標に、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rを推進します。

【現状】

一般廃棄物

平成20年度に府内から排出された一般廃棄物は380万トン(集団回収含む)であり、一人一日あたりの排出量は1,201グラムと減少傾向にあります。また、再生利用量は44万トンであり、最終処分量は59万トンとなっています。リサイクル率も徐々に向上しており、11.5%となっています。

産業廃棄物

平成17年度に府内から排出された産業廃棄物は1,728万トンとなっています。また、再生利用量は545万トンであり、最終処分量は67万トンとなっています。



図-2 一般廃棄物排出量の推移

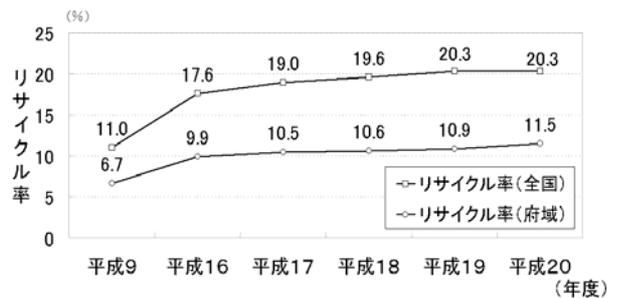


図-3 一般廃棄物のリサイクル率の推移

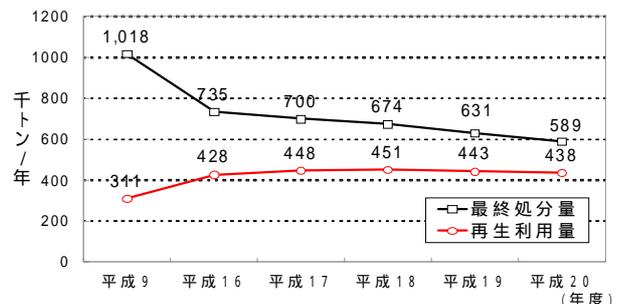


図-4 一般廃棄物の再生利用量・最終処分量の推移(大阪府)

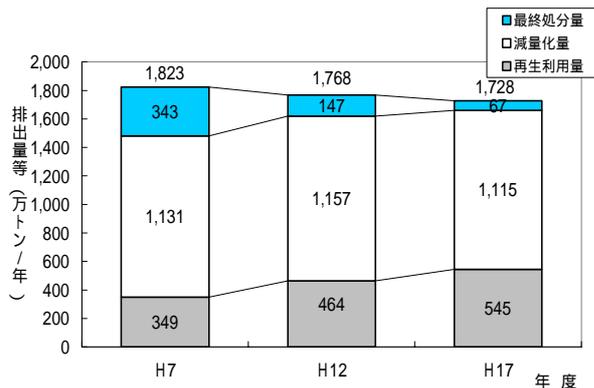


図-5 産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移 (大阪府)

(2) 講じた施策

容器包装リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

容器包装リサイクル法に基づき、「第5期大阪府分別収集促進計画(平成20～24年度)」を円滑に推進するため、市町村の分別収集実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、先進的な取組事例の情報提供等の技術支援を引き続き行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.7)

家電リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

家電リサイクル法(平成13年4月施行)については、リサイクル料金が高い、法施行前からリサイクルに取組んできた府内の再生資源業者の活用がほとんど図られていない、不法投棄が多い等の問題が指摘されています。

このため、府は、既存再生資源業者を活用した、安価で適正な「家電リサイクル大阪方式」を推進しており、消費者や関係者への周知・啓発を行いました。

また、大阪方式のリサイクル率基準の見直しを検討するため、新たに対象に追加された薄型テレビについて、各製品に含まれる素材の種類、構成比、それらのリサイクルの可能性を判断するための実証調査を実施しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.9)

再生品普及促進事業

【循環型社会推進室 内線：3819】

リサイクルをより一層促進するとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、平成16年度から、府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用し、府内の工場で製造したリサイクル製品で一定の基準を満たすものをなにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)として認定しています。

平成21年度末現在で、再生路盤材等の土木資材や日用品、事務用品等339製品を認定しており、それらの普及に努めるとともに、年2回の認定を実施しました。

また、なにわエコ良品をより府民の身近なものとするため、なにわエコ良品専門のインターネットショップ開設に向け、事業者との調整などを行い、平成22年4月1日に「なにわエコ良品ショップ」をオープンしました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.12)



図-6 なにわエコ良品マーク

2 廃棄物の適正処理

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

大阪をきれいな環境都市とすることをめざし、不法投棄等の根絶に向けた取組みを重点的に進めます。

【現状】

産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄などの不適正処理は、小規模な事案が大半であるものの依然として多発しており、また、その手口が悪質・巧妙化しています。

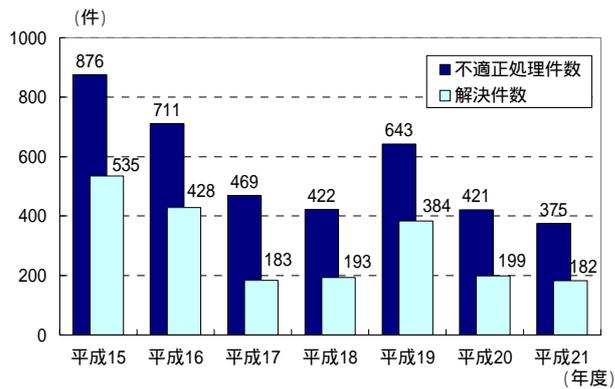


図-7 産業廃棄物の不適正処理件数

(2) 講じた施策

産業廃棄物の不適正処理の根絶

【循環型社会推進室 内線：3825・3827】

【環境管理室 内線：3871】

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付の徹底等による産業廃棄物の適正処理を指導するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導を行いました。

また、廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な解決を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧
NO.125・129・137・138)



図-8 産業廃棄物の不適正処理現場

PCB廃棄物適正処理の推進

【環境管理室 内線：3871】

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理については、日本環境安全事業(株)が、近畿圏の処理

拠点として大阪市此花区に脱塩素化分解方式による処理能力2t/日の施設を建設し、平成18年10月から稼働しています。

「大阪府PCB廃棄物処理計画」(平成16年3月策定)に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。

また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を支援するため、国・都道府県が(独)環境再生保全機構に拠出したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担するPCB処理費用を軽減しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.134)

【脱塩素化分解方式】

トランス・コンデンサ等の処理対象物に含まれるPCBを萃取、洗浄、密閉・真空状態での加熱等の方法により分離・回収した後、触媒の存在下にて260℃、常圧でPCBを水素と反応させて、塩酸とビフェニルに分解し、無害化します。

表-1 大阪府域*のPCB保管等届出状況
(平成21年3月31日現在)

	保管中	使用中
高圧機器	9千台	4百台
低圧機器	371千台	2千台
廃油等	227トン	
廃感圧紙	12トン	

*大阪市、堺市、東大阪市及び高槻市を除く。

微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業

【環境管理室 内線：3871】

絶縁油中に微量のPCBが混入しているトランス、コンデンサ等の廃棄物(微量PCB汚染廃電気機器等)の府域(大阪市、堺市を除く。)における実態を把握するとともに、保有者の負担軽減を図るため、混入の疑いのある廃電気機器等の保有者に対してPCB測定費用の一部を補助しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.135)